

「静岡県迷惑行為等防止条例」の一部改正（案）の概要

※下記改正案は検討中のため、今後変更する場合があります。

1 改正の理由

この条例は、県民に著しく迷惑をかける行為を防止することによって、平穏な生活を保持することを目的としています。

この条例は、昭和 38 年に制定され、つきまといや盗撮等の迷惑行為を規制してきましたが、デジタル機器の普及に伴い、現行条例では取り締まることができない、悪質性の高い迷惑行為に対応するため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

第 4 条は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）の規制対象とならない「恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」以外の目的による反復したつきまとい行為等を規制しています。

令和 7 年 12 月にストーカー規制法が改正され、反復したつきまとい行為等の禁止について、相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置特定用識別情報送信装置（いわゆる「紛失防止タグ」）を取り付ける行為等が追加されました。

本県の情勢に鑑み、悪質なつきまとい行為等に対し、厳正に対処するため、ストーカー規制法と同様に以下の規制対象行為を追加する改正を行うものです。

1 相手方の承諾なく「紛失防止タグ」の位置情報を取得する行為

正当な理由なく、相手方の承諾なしに、相手方が所持する紛失防止タグの位置情報を取得する行為を規制することとします。

※ 相手方が所持する紛失防止タグの位置情報を無断で取得することを想定

2 相手方の承諾なく「紛失防止タグ」を取り付ける等の行為

正当な理由なく、相手方の承諾なしに、相手方の所持品等に紛失防止タグを取り付ける行為等を規制することとします。

※ 相手方の自動車に紛失防止タグを無断で取り付けること等を想定